

平成 27 年 2 月 23 日 月曜日

報

- 二 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の
防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木
は、当該立木の所在する市町村に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期齡以上の
ものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(次のとおり)は、省略し、その関係書類を長
野県庁及び上松町役場に備え置いて縦覧に供す
る。)

○農林水産省告示第三百八十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第
三十三条の二の規定により、次のように保安林の
指定施業要件を変更する。

平成二十七年二月二十三日

農林水産大臣 西川 公也

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県北安曇郡松川村字荻沢三二五五から三
二五七まで、字青崎三三〇八、三三〇九、三三
一一の一、三三一一の二、三三一三、字コグレ
宮三五四一、字境ノ沢三六一四の一、三六一四
の二、字一ツ石四四八六、字転石四四九一、字
牛久保四九一六、四九一九、字日向山四九二一
から四九二三まで、字足ノ沢四九二四のイ、四
九二四のロ

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の
防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をことができる立木
は、当該立木の所在する市町村に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期齡以上の
ものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(次のとおり)は、省略し、その関係書類を長
野県庁及び松川村役場に備え置いて縦覧に供す

○農林水産省告示第三百九十九号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第
三十三条の二の規定により、次のように保安林の
指定施業要件を変更する。
平成二十七年二月二十三日

農林水産大臣 西川 公也

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県北安曇郡松川村字鶴沢三四六三の又、
三四六三のル、字コグル宮三五三七のイ

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の
防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐によ
る。字コグル宮三五三七のイ

2 その他の森林については、主伐に係る伐
採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木
は、当該立木の所在する市町村に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の
ものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長
野県庁及び松川村役場に備え置いて縦覧に供す
る。)

平成二十七年二月二十三日

○農林水産省告示第三百九十一号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第
三十三条の二の規定により、次のように保安林の
指定施業要件を変更する。

平成二十七年二月二十三日

農林水産大臣 西川 公也

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
青森県黒石市大字浅瀬石字浅瀬石山一の一、
一の五から一の一四まで、一の五三四、一の六
一五、一の六一七、一の六三九、一の七四〇か
ら一の七四六まで、一の七五三、一の七五四、
一の七六五、一の七六六、字浅瀬石山大川目通
カケレ沢八の一、八の二、八の四、字龍ノ口二
六三の五六六

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の

- 三一 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐によ
る。

字浅瀬石山一の一（次の図に示す部分に
限る）、字浅瀬石山大川口通カクレ沢八の
一、八の二、八の四、字龍ノ口二六三の五
六六

2 その他の森林については、主伐に係る伐
採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木
は、当該立木の所在する市町村に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の
ものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
① 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種・次とのとおりとする。
（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、そ
の図面及び関係書類を青森県庁及び黒石市役所に
備え置いて縦覧に供する。）

○特許庁告示第五号

商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第
十三号）第四条の八第三項の規定に基づき、特許
庁長官が定める光ディスクへの記録方式を次のよ
うに定め、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年二月二十三日

特許庁長官 伊藤 仁

商標法施行規則の規定に基づく光ディスク
への記録方式

1. 媒体 提出される光ディスクは、日本工業規
格 X 6282 又は X 6249 に適合する直径120mmのも
のでなければならない。

2. ファイル形式及びサイズ

(1) 光ディスクに記録されるファイルは、MP
3 (MPEG audio layer—3) によるもので
なければならない。

○国土交通省告示第一四四十六号

船舶安全法（昭和八年法律第一号）第六条ノ一
して認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業
四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年二月二十三日

事業場の名称

Thai Yamaha Motor Co.,Ltd.

事業場の所在地

64 Moo 1, Bangna-Trad Road Km.21,
Tambol Srira Jornrakae Yai, Amphur Bangsa-
othong, Samutprakarn 10540, Kingdom of Thai-